

平成28年度 第11回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第11回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年2月24日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司		
出席者 総 数	出席委員 20名 欠席委員 1名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書記 中下 将良		
議事録 署名委員	2 小跡 孝廣 3 菊元 久義		
提出議題	議事 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項 新年会の収支報告書及び視察研修の収支報告書について		

平成28年度第11回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第11回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 どなたもごくろうでございます。毎日寒い日が続きますが、皆様お元気でお過ごしのことと思います。本日提案いたしました案件につきましては、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定をいただきたいとこのように思いますし、また、総会終了後、能美地区の農業委員さんにおかれましては、非農地の申請が出ておりますので、残って頂いて、現地を確認したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。本日の総会がスムーズにいきますようによろしくをお願いします。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名につきまして連絡申し上げます。28年度第11回農業委員会の議事録署名者につきましては、2番の小跡委員と、3番の菊元委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記を指名します。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から何かございますか。

事務局長 特にありません。

議長 特別に無いようでございますが、私の方から連絡申し上げますと、先日、江田島市かき祭り会場、小用の港公園で行われた、中晩柑類品評会で、果樹で農業委員会会長賞を●●●●さんが受賞されましたのでご報告いたします。

4 議 事

議長 それでは、日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第41号の農地法第3条の規定によります許可申請についてですが、まず、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい、ご説明の前に差し替えの方をお願いしたいと思います。今、お手元に配らせていただいておりますが、農地法第4条の番号1につきまして、議案発送後に、申請の修正が提出されましたので、お手元にお配りしております修正議案に差し替えていただければと思います。24ページから16ページまでの両面印刷の2枚の差替えとなっております。

事務局長 それでは、3ページをご覧ください。
番号1。譲渡人●●●●。住所、沖美町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町高祖_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田、面積、1,555㎡。地目、台帳及び現況ともに田、面積、622㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田、面積、65㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田、面積、335㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田、面積、448㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田、面積、309㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田、面積、512㎡。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、719㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「農業経営規模拡大のため、譲り受ける」ということだそうです。

議長 それでは、この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 沖美町の清水です。先週ですけれども、息子さんとお会いしまして、こういう案件で譲り受けるということを知っておりますので、間違いがありませんのでよろしくをお願いします。

議長 はい、この1番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見、質問なしの声あり。

議長 それでは、ないようでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号2。譲渡人●●●●。住所、呉市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、84㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅隣地で利便性が高いため、宅地と併せて

譲り受ける」ということだそうです。

議長 それでは、この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

峯本委員 大柿町の峯本です。▲▲さんのおばあさんへ直接お話をお聞きすることができました。申請理由のとおりだということです。宅地を合わせてこの農地を申請ということです。以上です。よろしく願いいたします。

議長 はい、この2番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 それでは、ないようでございますので、この2番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号3。譲渡人●●●●。住所、東京都港区_____。譲受人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、176㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「自家消費用の野菜栽培のため、譲り受ける」ということだそうです。

議長 それでは、この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

峯本委員 大柿町の峯本です。▲▲さんのご本人に直接お会いしてお話をお聞きすることができました。この●●さんはお年を取られておまして、妹さんのおられる東京都の方へ行かれているということで、このお話は●●さんの妹さんの仲介があったということでした。▲▲さんはカーネーションをされています。その●●さんの家の裏の方がほとんど▲▲さんがカーネーションを栽培されていて、ハウスが建っているところなので、宅地と合わせて譲渡されるということです。以上です。審議の程よろしく願いいたします。

議長 はい、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 それでは、ないようでございますので、この3番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。以上で議案第41号の農地法3条の審議を終わりにして、続いて議案第42号の農地法第4条の規定によります許可申請につきまして、審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい、先ほど差替えをお願いしました13ページの方をご覧ください。
番号1。申請人●●●●。住所、広島市_____。所在地、大柿町小古江_____。
地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、172㎡。
申請理由は、「木造平屋建ての駐車場付き住宅を建設するため」ということです。建物面積は、44.71㎡。駐車場3区画です。倉庫を併設予定です。
以上で説明を終わります。

議長 はい、この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

濱田委員 はい、大柿町の濱田です。申請人の●●さんは広島市に居住しておりますので、電話で連絡をとったところでございます。申請人は小古江に農地があるので、休みの日には帰ってきて農業をして、野菜などを作っているということでした。そして、この度もうすぐ定年になるので、こちらに帰って住宅を建て、オリーブや野菜を作ろうかと思っているのだと話しておられました。申請人はこの他にも農地を所有しておりまして、15ページに記載されている申請位置の隣の〇〇番地〇と〇〇番地〇というのも申請人の土地でございます。そして、その他にも農地を所有しているというふうに話しておりました。一応周囲の状況への環境へも問題ないと思います。以上のような状況でございますので、申請は適正ではないかと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 はい、今、濱田委員から、農業をするために帰郷するというので、この農地転用として家とか倉庫、駐車場を作るということでの提案でございますが、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 それでは、ないようでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号 2。申請人●●●●。住所、能美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、476 m²。
申請理由は、「太陽光発電設備を設置するため」ということです。パネル 180 枚、発電量は 33 キロワットです。ご審議をお願いします。

議長 はい、この 2 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたと思います。

前城委員 はい、能美町の前城です。2 月 18 日に●●さん本人と面談し、説明を受けました。ここは、戦後、能美町町長をしていた方が所有していた土地です。17 ページの地図にありますように、〇〇番地に本人の自宅があります。昔はミカンを栽培していたのですけれども、伐採して、太陽光を設置するようにしたいということでした。審議の程をよろしくお願いします。

議長 はい、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 それでは、ないようでございますので、この 2 番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。以上で議案第 42 号の農地法 4 条の審議を終わります。続きまして、議案第 43 号の農地法第 5 条の規定によります許可申請につきまして、審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号 1。一時転用の案件です。貸人持分 2 分の 1●●●●。住所、大柿町_____。持分 2 分の 1■●●●。住所、大柿町_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,281 m²のうち 500 m²。
申請理由は賃貸借で、借人は「土木資材の一時保管場所として、借り受ける」ということでした。一時転用期間は、平成 32 年 3 月 31 日までです。
以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、関係農業委員さんの意見を伺いたと思います。

小松委員 大柿町の小松です。▲▲まで行って聞いてみたところ、申請どおり間違いな

いということでもありますので、よろしくお願ひします。

議長 本件について、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次の説明をお願いします。

事務局長 番号2。贈与人●●●●。住所、江田島町_____受贈人▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、805㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「墓園を造成するため、受贈する」ということでした。墓地53区画を造成予定です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

新本委員 江田島町の新本です。●●さんからお話をお伺いしまして、申請どおり間違いないということございました。現場は確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 本件について、他に、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見、質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この2番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次の説明をお願いします。

事務局長 番号3、譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、安芸郡府中町_____。所在地、沖美町岡大王_____。地番、〇〇番。地目、

台帳及び現況ともに畑。面積、429 m²。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、520 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、378 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル 224 枚、発電量 73.248 キロワットの設備を設置予定です。

ご審議をお願いします。

議長 はい、それでは、この 3 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

西中委員 沖美町の西中でございます。2月22日に●●さんと、▲▲さんへ、電話しましたらいりませんでした。23日に両名の方と連絡が取れました。今説明がありましたとおりで間違いございませんし、25ページに記載されている図面のおりでございます。両名が納得をして、お金もこの申請が許可され次第、進めていくということでした。▲▲さんの方は3月下旬までには、この仕事を完成させたいということでございます。間違いのないと思いますので、ひとつ、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 本件について、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この 3 番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次の説明をお願いします。

事務局長 はい、20 ページをお開きください。

番号 4。貸人●●●●。住所、沖美町_____。借人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、沖美町畑_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、657 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借りうける」ということでした。パネル 200 枚、発電量 49.2 キロワットの設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。

ご審議をお願いします。

議長 はい、それでは、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

菊元委員 沖美町の菊元でございます。先般、2月20日に●●さんの家に行って、確認しました。申請理由に間違いございません。▲▲さんは広島市の方に住んでいるわけですが、よろしく願いいたします。

議長 本件について、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この4番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次の説明をお願いします。

事務局長 番号5。貸人●●●●。住所、広島市_____。借人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、沖美町畑_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、990㎡。
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル200枚、発電量49.2キロワットの設備を設置予定です。賃貸借期間は20年間です。
ご審議をお願いします。

議長 はい、それでは、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

小林委員 沖美町の小林です。●●さんに電話で確認しました、また、▲▲さんに貸し付けるということで、間違いございませんでした。よろしく願いいたします。

議長 本件について、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この5番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
以上で議案第43号の農地法5条の審議を終わりにして、続きまして、議案第44号の農用地利用集積計画の決定について、審議に入りたいと思います。それ

では、事務局から説明をお願いします。

事務局長

34 ページをご覧ください。2 件ですので続けてご説明させていただきます。なお、番号 1 の案件は大段委員の身内の案件ですので、大段委員さんには今回退席をして頂いております。

番号 1。利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川_____。現況地目、田。面積、1,009 m²。利用権を設定する者、住所・氏名、能美町_____。●●●。権利の種類、使用貸借権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、果樹・野菜。始期、平成 29 年 3 月 1 日。終期、平成 39 年 12 月 31 日。期間は 10 年 10 か月です。新規の案件です。

番号 2。利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積、1,649 m²。利用権を設定する者、住所・氏名、横浜市_____。■ ■ ■ ■。権利の種類、賃貸借権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号。広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成 29 年 3 月 1 日。終期、平成 39 年 12 月 31 日。期間は 10 年 10 か月です。新規の案件です。

ご審議をお願いします。

議長

はい、それでは、1 番の案件について、関係農業委員さん意見を伺いたいと思います。

松岡委員

能美町の松岡です。●●さんにお会いして、お話を聞いたのですが、●●さんはちょっと足が悪くて農業できないんだということで、以前にこの土地を見た時は、草がたくさん生えていました。しかし、先日見たら、既にイチジクが数本植えられている状態になっております。で、▲▲さんというのは、●●さんのお姉さんに当たる人だそうで、身内の方といいますか親戚の方に当たるそうです。とても良いことではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長

では、続けて、2 番の状況報告を、関係農業委員さんお願いできますか。この幸ノ浦の土地の件ですが。

委員

(報告なし)

事務局長

では、事務局の方から少し説明をさせていただきます。2 番の案件は、農地中間管理機構への貸付の案件になりますが、こちらの案件は、キュウリの新規就農者である◆◆さんという方が借り受ける予定の案件です。先月の総会の時には、合わせて農地中管理機構からの配分計画というのが出ていたのですが、この度はタイミングがずれておまして、来月以降にまた、農地中間管理機構の◆◆さんの配分計画という案件が出て来る予定となっております。こちらの

農地を借り受けて、◆◆さんがキュウリのハウスを建てて、新規での就農を行う予定となっております。以上です。

議長 ということで、いったん農業振興財団が受けて、今度また、農業振興財団から、◆◆さんへ渡す案件が出て来るということですね。

議長 はい、この2件の案件で、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この1番と2番の案件につきまして、農業委員会としては妥当だということで、市長部局あてに答申をするということでいいですね。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、そのように事務処理をさせていただきます。以上で議事の審議は終わります。

5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第5の協議事項に入りたいと思いますが、事務局長から何かありますか。

事務局長 ・新年会の収支報告書及び視察研修の収支報告書について

議長 では、この辺りで閉会といたします。ご苦勞でございました。

 なお、能美町地区の委員さんは、このあと非農地の申請の現地確認を行いますので、お残り頂きたいと思います。